



様式第4号（第6条関係）

令和元年9月12日

富士見市議会議長 篠田剛 様

会 派 名 安心倍增市政の会
代 表 伊勢田 幸正

行政視察・研修（政務活動）報告書

下記のとおり、行政視察（政務活動）を実施しましたので、報告いたします。

記

- 1 期 間 令和年8月29日（木）～8月30日（金）
- 2 参加者名 伊勢田幸正
- 3 場所（行政視察地・研修場所）
日本文化興隆財団 代々木会議室
東京都渋谷区千駄ヶ谷4-5-10
- 4 調査・研修概要
日本経営協会主催 行政管理講座
「条例・規則担当者のための法令実務と条文作成のポイント」
講師 元参議院法制局第三部長・元拓殖大学教授 高久泰文氏

合併や廃止等の理由により失効した各地の条例（自治体名は架空のものに変更）をもとに、法文上の問題点を指摘する形で研修は進行した。

多くの法文上のポイントが指摘されたが、代表的なものとしては

- (1) 条例の冒頭に掲げられる「目的」規定と「趣旨」規定の違いとそれを間違えている例。
- (2) 民法等の規定と整合性が取れていない例。
- (3) 定義規定がわざわざ必要ないのにして、条例解釈上混乱をもたらしかねない例など改善を要する定義規定の例。

- (4) 過料など行政処分規定や罰則規定があるにもかかわらず、その対象があいまいな例。
- (5) 「美しく」などの表現は主観によるので好ましくない例。
- (6) 「等」を使うのが好ましくない例。
- (7) 罰則等があるのに周知期間がない例。

中には首長が直接罰金を科すことができたり、また、首長が押収などの刑事法上の表現を使ったりなど、法的にも不適切な例が過去にあったことも指摘された。

「号の細目」、「又は」「若しくは」「及び」の使い分け、全部改正の場合は法令番号そのものが新しくなること、例えば3条と4条と条文の順番を入れ替える際の「改め文」でのテクニックなど、法文作成上のポイントが2日間にわたって講義が行われた。

また、行政罰である過料については5万円まで条例で科すことができるが、行政の手間等を考えると、上限を5万円で規定することの効果なども、考えていいたいという提言もあった。

5 感想及びまとめ

過去の他自治体の例とはいえ、正直実際にあった条例とは思えないものがあり、すなわち議会を通過していた、ということを見ることができた。この点は「他山の石」にしたいと思わされた。

富士見市の条例でもかなり前のものについては、法文上の表現がややおかしいものの、そのままになっているものも数は少ないながら見られる。条例が形だけのものではなく、市政運営の根拠となることを考えると、いずれこうしたものの見直しも必要と改めて感じた。

今回の研修の成果を今後の条例審議・審査、そして条例提案の機会等に生かしていきたい。

* 行政視察に関する調査書、概要、参考資料等は、会派にて保管